

## 尾張旭市オープンカウンタ実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市の発注する物品購入について、尾張旭市契約規則（昭和53年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、オープンカウンタの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「オープンカウンタ」とは、物品購入の見積りについて、その相手方を特定せずに案件を公開し、参加を希望する者（以下「参加者」という。）から見積書の提出を受け、予定価格の範囲内で最低の見積価格を提示した者と契約を締結する方式をいう。

### (参加資格)

第3条 参加者に必要な資格は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) あいち電子調達共同システム（物品等）の入札参加資格申請により、尾張旭市物品の製造等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 案件の公表の日から落札決定までの間、本市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 案件の公表の日から落札決定までの間、本市から「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 前各号に規定するもののほか、対象案件ごとに定める要件を満たす者であること。

### (対象案件)

第4条 オープンカウンタによることができる物品購入は、規則第25条で規定する随意契約ができる限度額以下で、市長が決定する。

### (実施及び仕様書等の公表)

第5条 オープンカウンタの実施は、あいち電子調達共同システム（物品等）の電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）又は、紙により行うものとする。

2 オープンカウンタに係る仕様書等は、電子入札システムにおいて閲覧に供するものとする。

### (紙見積りによる参加)

第6条 オープンカウンタ案件において、紙見積りを希望する参加者は、紙見積参加承認願（第1号様式）により申請し承認を得るものとする。

2 紙見積りについては、参加者にやむを得ない事由があると認められる場合

に限り、参加を承認するものとする。

- 3 紙見積りで参加を承認する場合は、紙見積承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（同等品の取扱い）

第7条 オープンカウンタに係る同等品については、電子入札システムにより案件ごとに受付の有無を示すものとする。また、複数の同等品を指定する場合は、あらかじめ仕様書等で示すこととする。ただし、参加者の申出により明らかに同等品と認められるものについては、追加して指定するものとする。

（仕様書等に関する質問及び回答）

第8条 参加者は、仕様書等に質問がある場合は、案件ごとに定める期限までに電子入札システム、又は紙見積質問書（第3号様式）にて質問を行うものとする。

- 2 質問に対する回答は電子入札システムにより行うものとする。

（見積書の提出）

第9条 見積書は公開された仕様書等の内容に基づき、当該見積書の提出期限までに電子入札システムにより、提出するものとする。

- 2 紙見積りにより見積りを行う参加者は、定められた日時にオープンカウンタ見積書（第4号様式）を総務部総務課へ直接持参するものとする。

（購入物品明細書の提出）

第10条 市長が購入物品明細書の提出を求めた場合、参加者は見積書の提出時に電子入札システムの添付機能を利用して提出するものとする。

- 2 紙見積りにより見積りを行う参加者は、見積書に購入物品明細書を添付して提出するものとする。

（参加資格の確認及び契約の相手方の決定）

第11条 市長は、契約の相手方を決定するときは、第3条各号に掲げる条件を満たすものであることを参加資格確認表により確認し、規則第13条に規定する無効事項に該当しない者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方と決定する。

- 2 前項の場合において、最低見積者が2者以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより契約の相手方を決定するものとする。

（落札者がいない場合の措置）

第12条 予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格をもって有効な見積書を提出した者がいない場合は、不調とする。

- 2 不調となった場合又は参加者がいない場合は、仕様書等、参加資格等を変更することにより再度オープンカウンタで行うことができる。

(落札決定の通知)

第13条 市長は、契約の相手方が決定したときは、電子入札システムによりその旨を契約の相手方に通知するものとする。

(落札決定の通知)

第14条 市長は、契約の相手方が決定したときは次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 案件番号
- (2) 発注所属
- (3) 案件名称
- (4) 納入場所
- (5) 開札日
- (6) 落札者
- (7) 落札金額

2 公表の方法は、あいち電子調達共同システム（物品等）の入札情報サービスサブシステムを利用して行うほか、総務部総務課で閲覧できるものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、オープンカウンタの実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成24年11月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の各要綱等の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙で、現に残存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

## 紙見積参加承認願

年 月 日

尾 張 旭 市 長 殿

住 所

氏 名

（名称及び代表者職氏名）

下記1のオープンカウンタ案件については、下記2の理由により電子入札システムを利用しての見積書提出ができないため、紙見積での参加を承認してください。

記

1 案件名称

2 電子入札システムで参加できない理由

第2号様式（第6条関係）

## 紙見積参加承認通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市長

印

年 月 日付けで承認願の提出されました下記オープンカウンタ案件への紙見積参加を承認します。

記

1 案件名称

2 紙見積に関する事項

(1) 見積書提出日時

(2) 見積書提出場所

(3) 開札日時

(4) その他必要事項

- ・ (1) の日時に見積書を持参のうえ (2) の見積書提出場所までお越しください。
- ・ 見積書の欄外にくじ番号（3桁の任意の数値）を忘れずに記入してください。

第3号様式（第8条関係）

## 紙見積質問書

年 月 日

尾 張 旭 市 長 殿

住 所

氏 名

（名称及び代表者職氏名）

下記1のオープンカウンタ案件について、下記2のとおり質問します。

記

1 案件名称

2 質問事項

（1） 質問題名

（2） 質問内容

様式4 (第9条関係)

### オープンカウンタ見積書

年 月 日

尾張旭市長殿

住所  
氏名  
(名称及び代表者職氏名) 印

\_\_\_\_\_を下記のとおり見積ります。

#### 記

金額	百万	拾万	万	千	百	拾	円

(契約希望金額の110分の100に相当する額)

ただし、下記案件の代金

- 1 案件番号
- 2 案件名称
- 3 添付資料 有 ・ 無

- (注)
- 1 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。
  - 2 訂正又は抹消した箇所には押印すること。(金額の訂正は無効とする。)
  - 3 金額の数字はアラビア数字を用い頭に金を記入すること。
  - 4 3桁のくじ番号を下記に記入すること。  
くじは同額で見積をした者が2名以上いるときに電子くじにより落札者を決定するために使用します。

※ くじ番号

--	--	--